

第八條

會社ガ會員ノ前條ニ違背セル事ヲ認メタル時ハ其違背者又ハ違背事實發生ノ時ニ於テ會員タル資格ヲ喪失スルモノトス會員ノ資格ヲ喪失シタル者ハ名簿ノ内ヨリ其氏名ヲ削リ其旨ヲ本人及會員ニ通知スルヲ以テ決定スルモノトズ此決定ニ異議ヲ唱フルコトヲ得ズ

第九條

左ノ各項ノ一ニ該當スル會員ニハ誼衡ヲ經テ褒賞ヲ贈與シ之ヲ表彰スルモノトス

(一) 一般風教上ノ模範トスベキ奇特ノ行爲アリタルモノ及本會ノ爲特ニ功勞アリト認メタルモノ

(二) 滿一ケ年以上皆勤シタルモノ

(三) 品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ且技術優秀ニシテ滿十ケ年以上會社ニ勤續シ他ノ模範トナルベキモノ

(四) 表彰ハ社長又ハ他ノ取締役ノ名ヲ以テ之ヲ行フ

第十條

會員ガ業務ニ因ラズシテ死亡シタル時ハ其遺族ニ弔慰金參